

平成 26 年 5 月 27 日

平成 26 年度農林水産省の熱中症に対する取組（案）

農林水産省では、農作業中の熱中症事故防止に向けて、7月の「熱中症予防強化月間」にあわせて、農業者へ熱中症の予防のための留意点等を周知するため、下記の取組を行う。

また、業界紙や農林水産省メールマガジン等の様々なツールを活用して、幅広く周知を行う。

■ 各都道府県等への通知の発出

熱中症の予防のための下記留意点について、各都道府県に対し農業者への周知を図るよう通知を発出する。7月の強化月間の実施にあわせて通知を発出し、梅雨明け直後の特に注意が必要な時期の作業について、全国で行われる農業者が集まる集会及び行事等での周知、チラシの配布等を実施するよう各都道府県に依頼する。また、関係団体や企業等に対しても同様の依頼を行う。

- ・ 日中の気温の高い時間帯を避けて作業を行うこと
- ・ 特にビニールハウスでの作業は気を付けること
- ・ 熱中症になりにくい服装をすること
- ・ 屋内の作業場などでは温度が上がりすぎないようにすること

■ 「熱中症予防声かけプロジェクト」との連携

熱中症予防声かけプロジェクトと連携してポスターおよびチラシを作成し、7月の月間にあわせて行政機関や JA、民間企業などに配布する。チラシの裏には熱中症予防チェックシートを掲載し、農業者への啓発を促す。ポスターとチラシは農林水産省のホームページに掲載する。

（参考）熱中症予防声かけプロジェクトは、官民が連携して熱中症予防の声かけの和を広げる取組。実行委員に環境省が参画。